



工事で発生した廃棄物、きちんと処理していますか？

～排出事業者として責任を持って適正に処理しましょう～

## 1. 解体工事に必要な許可・登録は受けていますか？

解体工事を請け負うには、原則として表に示す区分の建設業許可か、解体工事業の登録を受ける必要があります。(元請・下請を問わず必要となります。)

また、許可や登録の有効期限を常に意識するよう心がけましょう。

(注)請負金額や工事の種類・規模などにより必要な許可・登録が異なります。詳しくは、県土整備部監理課(017-734-9640)へお問い合わせください。

### ◆解体工事を請け負うことができる建設業の許可区分◆

①土木工事業 ②建築工事業 ③解体工事業※

※ 建設業法改正により、新たに「解体工事業」の区分が設けられました。これに伴い、平成28年6月1日時点で「とび・土工事業」の区分の許可を有している者は、経過措置により、最長で平成31年5月までは解体工事を請け負うことができます。(平成31年6月1日以降は「解体工事業」の許可が必要です。)

## 2. 発注者に十分な説明を

表に示す規模の工事(対象建設工事)に該当する場合、原則として発注者が建設リサイクル法に基づく分別解体や再資源化などの計画について特定行政庁に届け出ることになります。

しかし、発注者は、工事に関する十分な知識を持っていない場合が多いため、元請業者は、現場の状況(アスベストを含有する建築材料の使用の有無などを含む。)を確認・調査し、**発注者に対し分別解体や再資源化などの計画について書面により説明**しましょう。その上で、解体工事や再資源化等に要する費用など、必要事項を記載した請負契約を締結しましょう。

### ◆対象建設工事◆

工事の種類	規模
建築物の解体工事	床面積の合計が <b>80㎡以上</b>
建築物の新築・増築工事	床面積の合計が <b>500㎡以上</b>
建築物のリフォーム工事等	請負代金が <b>1億円以上</b>
土木工事等	請負代金が <b>500万円以上</b>

### ◆請負契約書に記載する事項◆

・建設業法第19条第1項に定める事項
・分別解体等の方法
・解体工事に要する費用
・再資源化等をするための施設の名称及び所在地
・再資源化等に要する費用

## 3. 下請業者にも情報提供を！

工事の全部または一部を下請業者に行わせる場合、下請業者が分別解体等の計画について十分に理解していなければ、適切に作業を行うことができません。

工事に当たっては、**下請業者に対しても**発注者と同様に**情報提供(告知)**を行いましょう。

## 4. 建設系廃棄物の排出者は元請業者です！

### ・元請業者に廃棄物の処理責任があります！

元請業者は、廃棄物の排出者として廃棄物の発生から保管、運搬、処分の状況を把握・管理するとともに、廃棄物処理法に違反しないようにしましょう。

法令違反があった場合、元請業者が関与したかどうかに関わらず処罰の対象となります。

### ・下請業者に廃棄物を運搬、処分させる場合には、廃棄物処理業の許可があることを確認しましょう！

元請業者が排出した廃棄物の処理を下請業者に委託する場合、下請業者は廃棄物収集運搬業、処分業の許可が必要となります。

下請業者が必要な許可を取得していない状態でこれらの行為をした場合、下請業者だけでなく、元請業者も処罰されることになります。

下請業者 ⇒ 無許可営業：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその併科（法人の場合3億円以下の罰金）  
元請業者 ⇒ 委託基準違反：同上（法人の場合1,000万円以下の罰金）

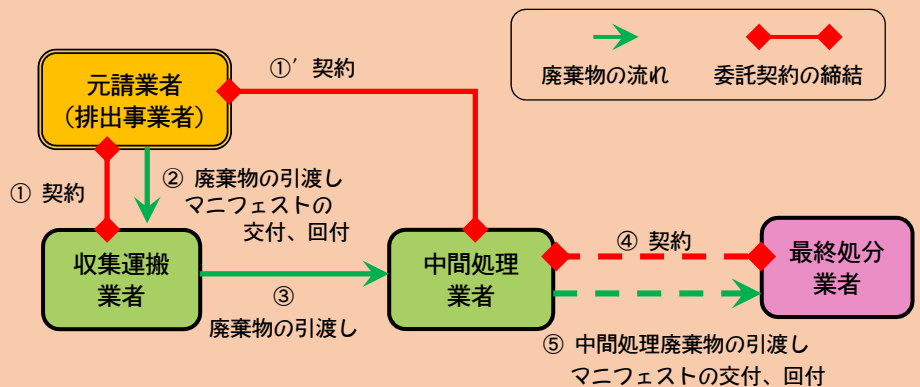
## 5. 廃棄物の処理を委託するには ～委託契約の締結～

### ・収集運搬業者、処分業者と、それぞれ直接契約しましょう！

廃棄物の排出者である元請業者が、収集運搬業者、処分業者とそれぞれ、事前に直接契約を締結する必要があります。

下請業者がそれぞれの許可を持っている場合も、元請業者は排出者としてマニフェストの交付等、排出者の責任を果たす必要があります。

<産業廃棄物処理委託の概略図>



### ・契約を締結する際に気をつけたいことは…

(1) まず許可証を確認しましょう！ ⇒ 許可を受けている場所、取り扱う廃棄物の種類は必ず確認してください。

(2) 契約は必ず書面で！ ⇒ 契約書への記載事項は決められています。（詳細は県HPなどで御確認ください。）

なお、契約書は、契約期間終了後5年間保存する必要があります。

(3) 料金は排出者（元請）から廃棄物処理業者に直接支払しましょう！

⇒ 下請業者との工事契約に廃棄物処理料金を含めず、個別に支払いをしてください。

### ・委託契約とマニフェスト制度の関係

マニフェスト制度は、委託契約書のとおり産業廃棄物が適正に処理されたことを確認するための制度です。元請業者は処理業者と委託契約を締結した上で、廃棄物の引渡しと同時にマニフェストを交付する必要があります。

## 6. 工事に着手する前に

### ・工事着手前に、次のことを確認しましょう。

(1) 作業場所や廃棄物等の搬出入経路の確保

(2) 残置物（家具や家電などの家財道具）の確認（発注者が処理するのが原則）

(3) 付着物（飛散性アスベスト）などの除去

## 7. 工事に当たっての注意事項

・工事の施工に当たり、次のことを確認しましょう。

- (1) **主任技術者又は監理技術者**（建設業許可業者の場合）、**技術管理者**（解体工事業登録業者の場合）の設置
- (2) 建設業許可又は解体工事業登録の**標識の掲示**

### ◆建設業許可の標識例◆

建設業の許可票			
商号又は名称			
代表者の氏名			
監理主任	技術者の氏名	選任の有無	
	資格名	資格者証交付番号	
一般建設業又は特定建設業の別			
許可を受けた建設業			
許可番号		許可( )第号	
許可年月日		平成 年 月 日	

### ◆解体工事業登録の標識例◆

解体工事業登録票	
商号、名称又は氏名	
法人である場合の代表者の氏名	
登録番号	
登録年月日	
技術管理者の氏名	年 月 日

備考 技術管理者の氏名は、解体工事の現場に掲げる場合にあっては、当該現場に置かれる技術管理者の氏名とする。

- (3) 建設リサイクル法に基づく届出が行われたことを示す**届出済証の掲示**  
届出を受理した特定行政庁から交付されるシールを標識に貼り付けるなど、見やすい場所に掲示しましょう。
- (4) **石綿（アスベスト）**を含有した建築材料の使用に関する**事前調査結果の掲示**  
使用の有無にかかわらず表示が必要です。

### <掲示例>

#### ① 飛散性アスベスト使用

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<small>当該場では、労働基準監督署へ ・労働安全衛生法第88条4項（労働安全衛生規則第90条第5号の2）の規定による計画の届出 ・石綿障害予防規則第5条第1項の規定による作業の届出 また、大気汚染防止法に基づく届出 を行っております。</small>			
労働基準監督署届出年月日 平成 年 月 日	作業期間 平成 年 月 日 - 平成 年 月 日		
届出内容 (石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容) 石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の概要： 平成 年 月 日（表示日）			
施工業者名： _____		連絡先： _____	
<small>を石綿作業主任者に選任しています。 石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育： _____ の実施した講義（平成 年 月受講）</small>		現場責任者氏名： _____	

#### ② 非飛散性アスベスト使用

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<small>石綿障害予防規則に基づき、当該場では適切な石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策 を行っております。</small>			
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の内容	作業期間 平成 年 月 日 - 平成 年 月 日		
石綿のばく露防止対策及び石綿粉じんの飛散防止対策の概要： _____ 平成 年 月 日（表示日）			
施工業者名： _____		連絡先： _____	
<small>を石綿作業主任者に選任しています。 石綿に係る特別の教育を受講した者が作業を行っています。 受講した特別の教育： _____ の実施した講義（平成 年 月受講）</small>		現場責任者氏名： _____	

#### ③ アスベスト不使用

建築物等の解体等の作業に関するお知らせ			
<small>石綿障害予防規則に基づく石綿の使用の有無の調査を行った結果、当該場では石綿を使用しておりません。</small>			
調査方法 (調査年月日)	作業期間 平成 年 月 日 - 平成 年 月 日		
平成 年 月 日（表示日）			
施工業者名： _____		現場責任者氏名： _____	

## 8. 分別解体はしっかりと！

・原則として、次のような手順で解体工事を行いましょ。

(手作業のみにより行うか、又は手作業と重機等の機械による作業により行う必要があります。)

(1) 建築物の場合 (①・②については、手作業で行うことが原則です。)

- ① 建築設備、内装材その他の建築物の部分（建具、造作材等）の取り外し  
(※内装材に木材がある場合は、木材と一体となった石膏ボード等の建設資材を取り外した後で、木材を取り外すこと)
- ② 屋根ふき材の取り外し
- ③ 外装材並びに構造耐力上主要な部分（基礎及び基礎ぐいを除く）の取り壊し
- ④ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

(2) 工作物の場合

- ① さく、照明設備、標識その他の工作物に附属する物の取り外し
- ② 工作物のうち、基礎以外の部分の取り壊し
- ③ 基礎及び基礎ぐいの取り壊し

・「ミンチ解体」は絶対にダメ！

分別解体せずに建築物を重機で一気に壊す、いわゆる「ミンチ解体」を行うと、廃材の多くが混合廃棄物となり、リサイクルできなくなるばかりか、処分に莫大な費用がかかります。不法投棄や不適正処理につながる場合が多い**ミンチ解体は、絶対に行ってはいけません！**

## 9. 混ぜれば「ごみ」、分ければ「資源」！分別の徹底を！

### ・廃棄物の分別は、現場で行うのが原則！

「とりあえず別の場所に廃棄物を持って行き、後で分別する。」などと言って作業を後回しにしては、廃棄物が溜まってしまい、適正な処理ができなくなってしまいます。分別解体等の作業はていねいに行い、**廃棄物の分別は原則として工事現場で行いましょう。**

### ・特定建設資材廃棄物は、適正に分別・再資源化（リサイクル）等を行いましょ。

特定建設資材廃棄物として、次の4品目が指定されています。これらは大切な資源となりますので、**適正にリサイクル**しましょう。

[※③ 建設発生木材については再資源化が原則ですが、縮減（焼却など）が認められる場合があります。]

① コンクリート塊

② コンクリートと鉄からなる建設資材

③ 建設発生木材

④ アスファルト・コンクリート塊



### ・有害物質の取扱いには十分注意しましょう！

アスベスト類	飛散性のもの（吹付け石綿、保温材、断熱材等）と非飛散性のもの（スレート板、ケイカル板、石膏ボード等）があります。 飛散性のものは廃石綿等（特別管理産業廃棄物）として分別、処理することが必要です。また、除去工事を行う場合には、大気汚染防止法や労働安全衛生法の届出が必要です。
PCB類	もし解体現場で見ついたら、すぐ発注者に連絡してください！勝手に処分したり、受け渡したりしてはいけません。
家電4品目	家電リサイクル法で処分方法が決められています。つぶしてスクラップとして売ったりしてはいけません！また、フロン類が含まれる業務用エアコン、冷蔵庫等はフロン回収を行う必要がありますので、見ついたら発注者に相談しましょう。
防腐・防虫処理された木材、重金属等	他の木材とは分けて、適切な処理施設で処分しましょう（元請業者の廃棄物として処理）。このほか、鉛蓄電池や火災報知器、水銀灯、石膏ボードなどは、重金属が含まれるおそれがありますので、適切に分別を行う必要があります。

## 10. 廃棄物を排出現場内で保管する場合の基準

### ・廃棄物を現場内で保管する場合、次のことを守る必要があります。

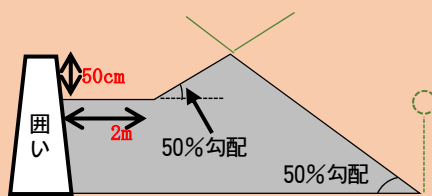
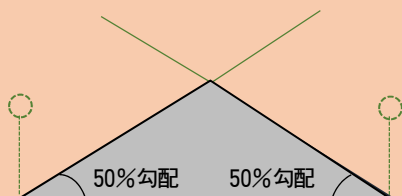
- (1) **囲い**を設け、**見やすい箇所に保管場所であることを示す掲示板**を設置すること。
- (2) **飛散、流出、地下浸透の防止措置**を講ずること。
- (3) **悪臭・粉じん・害虫などの発生防止措置**を講ずること。
- (4) **積み上げ高さ基準**の遵守
- (5) 石綿含有産業廃棄物の場合は**他の物と混合しないよう、仕切り等を設ける**こと。（廃石綿等の場合は、さらに**梱包**する等）

木くずなどの腐敗するおそれのあるものについては、悪臭や害虫の発生、汚水の地下浸透などを防止するため、**不浸透性のシートで覆う**など、**雨風にさらされない**ように保管しましょう。

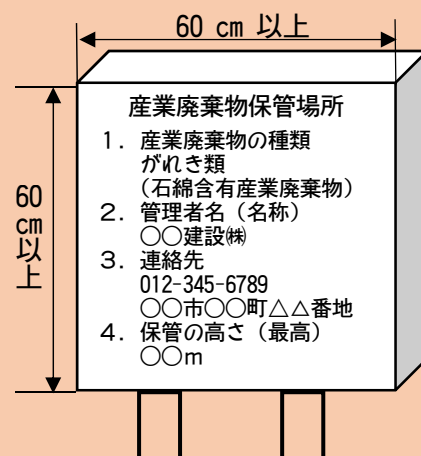
<積み上げ高さの基準（容器に入れず屋外で保管する場合）>

① 廃棄物が囲いに接しない場合

② 廃棄物が囲いに接する場合



<掲示板の表示例>



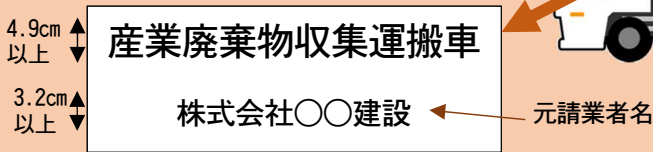
※ 50%勾配 → 約26.5度

## 11. 廃棄物を自ら運搬する場合の基準

・廃棄物を運搬するときは、次のことを守る必要があります。

- (1) 飛散・流出防止措置（シート掛け等）
- (2) 車両の両側面への表示
- (3) 必要書類の携行

<表示例>



◆次の事項を記載した書面◆

氏名又は名称及び住所
運搬する産業廃棄物の種類及び量
産業廃棄物の積載日並びに積載した事業場（工事現場）の名称、所在地及び連絡先
運搬先の事業場の名称、所在地及び連絡先

排出現場での分別、処理施設への直接搬入が基本です。

自社の作業場などに搬入して保管する場合、さらに積替え・保管の基準が適用されます。

また、工事現場の外で面積が 300 m<sup>2</sup>以上の場所に建設系廃棄物を保管しようとする場合は、その保管場所を管轄する環境管理事務所（青森市、八戸市の場合はそれぞれの市）に事前に届出が必要です。

## 12. マニフェストについて

・必ず排出者が記入・交付してください！

不交付、虚偽記載は罰則対象です！

排出者の責任として、元請業者が現場から搬出する廃棄物の状態を確認し、必要事項を全て記入した上で処理業者に交付してください。

<記入が必要な事項>

1. 交付年月日、交付番号、担当者名
  2. 排出事業者、事業場（住所、氏名・法人名、電話番号）
  3. 廃棄物の種類、数量、荷姿
  4. 最終処分場所
  5. 運搬受託者（住所、氏名・法人名、電話番号）
  6. 運搬先（所在地、名称、電話番号）
  7. 処分受託者（住所、氏名・法人名、電話番号）
  8. 積替え又は保管場所（所在地、名称、電話番号）
- ※積替え保管をしない場合は斜線

産業廃棄物管理票（マニフェスト）					
交付年月日		交付番号		交付担当者	
排出事業者			事業場（作業所）		
産業廃棄物の種類					形状・荷姿
品目	数量	品目	数量		
中間処理産業廃棄物					
最終処分場所					
運搬受託者				運搬先の事業場	
処分受託者			積替え又は保管		
			有価物拾集量		
運搬の受託	処分の受託	最終処分年月日			
運搬終了年月日		処分終了年月日			
最終処分を行った場所					

・確認・保存も期限を遵守して行いましょう！

A票は排出者の控えとして保管し、後日処理業者から返送されるB2、D、E票と一緒に5年間保存してください。

マニフェストが返送されてこない、虚偽の記載が疑われる等の場合は自治体に相談してください。

・電子マニフェストについて

電子マニフェストに登録すると、①紙マニフェスト不要、②5年間保管不要、③産業廃棄物管理票交付等状況報告書の提出不要等のメリットがあります。

非常に便利な制度ですので、ぜひ導入を御検討ください。

## 13. 工事後は、発注者に報告が必要です

工事で排出された特定建設資材廃棄物の処理が完了したら、発注者に書面で報告する必要があります。

また、発注者に報告した内容については、元請業者においても記録を作成し、保存する必要があります。

◆発注者に報告する事項◆

再資源化等が完了した年月日
再資源化等をした施設の名称・所在地
再資源化等に要した費用

# 14. 建設資材廃棄物の引渡完了報告制度について

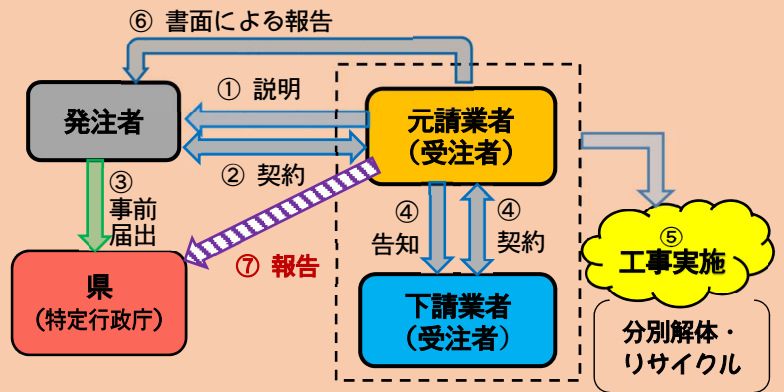
## ・趣旨

建設リサイクル法では、対象建設工事の発注者に対し、工事着手前の特定行政庁への分別解体の計画などの届出を義務付けるとともに、元請業者に対しては、工事により排出された特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了後、発注者へ報告することを義務付けています。

しかし、建設リサイクル法では、対象建設工事終了後に、工事により発生した廃棄物の処理状況を行政に報告する仕組みがなく、実際、自社所有地等で廃棄物処理法上の処理基準等を満たさずに廃棄物を野積みしていたり、不法投棄が行われたりしている例が散見されています。

そこで、建設工事に係る排出事業者である元請業者等が建設資材廃棄物を（特別管理）産業廃棄物処分業者に引き渡したことを報告していただき、建設資材廃棄物が適正に処理されたことを行政が確認することにより、**廃棄物の不適正処理の未然防止、早期発見を図る**ことを目的とした報告制度を平成29年4月から実施しています。

<建設資材廃棄物の引渡完了報告制度の位置付け>



①～⑥：建設リサイクル法で定められた手続  
⑦：県内独自の取組

## ・制度の概要

対象建設工事の元請業者又は自主施工者は、当該工事において発生した建設資材廃棄物（建設資材が廃棄物となったもの）について、（特別管理）産業廃棄物処分業者への引渡しを完了した日から**20日以内**に、**県（青森市内で施工された工事に係るものは青森市、八戸市内で施工された工事に係るものは八戸市）に報告**する必要があります。

正当な理由がなく報告書が提出されない場合、**催告**や廃棄物処理法に基づく**報告の徴収**の対象となることがありますので、速やかに報告書を提出するようにしましょう。

区分	内容	
報告対象工事	建設リサイクル法に規定する次の対象建設工事（公共工事を除く。）	
	工事内容	規模
	建築物の解体工事	床面積の合計が <b>80㎡以上</b>
	建築物の新築・増築工事	床面積の合計が <b>500㎡以上</b>
	建築物のリフォーム工事等	請負代金が <b>1億円以上</b>
	その他の工作物の新築・増築工事、土木工事等	請負代金が <b>500万円以上</b>
報告書の提出先	工事現場の所在地を管轄する <b>環境管理事務所</b> (青森市又は八戸市の区域内で施工される工事に係るものについてはそれぞれの市)	
添付書類	運搬終了（処分業者への引渡し）に係る <b>マニフェスト（B2票）の写し</b> 又はこれに相当する <b>電子マニフェストの通知等を印刷した書面</b> 。 ただし、元請業者又は自主施工者が自ら廃棄物を運搬したときは、廃棄物処理法の規定により <b>運搬時に備え付けることとされている書面の写し</b> を添付すること。（当該書面の代わりにマニフェストを使用している場合は、マニフェストの写しの添付で可）	
制度の施行期日	<b>平成29年4月1日</b> (同日以後に処分業者への廃棄物の引渡ししが完了するものについて適用)	

# 報告書記載例

別記様式（第3関係）  
（表 面）

建設資材廃棄物引渡完了報告書

平成××年××月××日

青森県知事 殿

報告者  元請業者  自主施工者

住所 ○○市△△1丁目2-3

氏名 △△建設株式会社

代表取締役 △△ ×△

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号 0123-45-6789

印

提出日（郵送の場合は発送日）  
を記載してください。

該当するものを選んでください。

報告者の住所、氏名（法人にあつては名称及び代表者氏名）、電話番号を記載してください。（押印もお願いします。）

青森県建設資材廃棄物の引渡完了報告に関する要綱第3の規定に基づき、次のとおり報告します。

対象建設工事の概要	名称	■◆様邸解体工事		
	場所	★★郡○○町大字△△字◇◇1番		
種類及び規模	<input checked="" type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であつて新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等	工事対象床面積の合計	85.74 m <sup>2</sup>	
		請負代金	円	
建設リサイクル法の規定による届出の概要	届出(受理)年月日及び受理番号	平成××年 ▽▽月 ◇◇日 第***号		
	提出先	県 (地域整備部) <input type="checkbox"/> 東青 <input checked="" type="checkbox"/> 中南 <input type="checkbox"/> 三八 <input type="checkbox"/> 西北 <input type="checkbox"/> 上北 <input type="checkbox"/> 下北	○弘前市	
建設資材廃棄物の引渡し(搬入)を完了した年月日	平成××年 ●●月 ■■日			
添付書類	<input checked="" type="checkbox"/> ① マニフェスト (B2票) を複写した書面 <input type="checkbox"/> ② 電子マニフェストによる運搬終了に係る通知を印刷した書面 <input checked="" type="checkbox"/> ③ 運搬の際に運搬車に備え付けた書面の写し (自己運搬の場合)			
	引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類	運搬を行った者の氏名又は名称	●×運輸株式会社	[許可番号 00200123456]
処分業者		氏名又は名称	株式会社▲★興業	[許可番号 00220234567]
		処分を行う事業場の所在地	★★郡○○町大字■字××2-3	
引渡し(搬入)をした量		4 (t・m <sup>3</sup> )		
木くず	運搬を行った者の氏名又は名称	自己運搬	[許可番号 -]	
	処分業者	氏名又は名称	有限会社○☆産業	[許可番号 00220234567]
		処分を行う事業場の所在地	○×市大字○☆字◇◇4-5	
	引渡し(搬入)をした量	2.5 (t・m <sup>3</sup> )		

工事名を記載してください。

工事現場の所在地を記載してください。

該当する工事の種類に✓し、工事の規模(床面積の合計又は請負代金)を記載してください。

建設リサイクル法の届出書が受理された年月日と受理番号を記載してください。

建設リサイクル法の届出書の提出先に✓してください。

工事で排出された全ての建設資材廃棄物を引き渡した日を記載してください。

添付書類を添付してください。(複数の種類の書類を添付した場合は全てに✓)

運搬業者を記載してください。(自己運搬の場合は「自己運搬」と記載してください。)

引渡し先の処分業者及び処分事業場の所在地を記載してください。(元請業者が自ら処分を行う場合は、「自己処分」と記載し、処分事業場の所在地を記載してください。)

処分業者に引き渡した量(自己処分の場合は自社処理施設に搬入した量)を記載し、単位を○で囲んでください。

基本的に建設リサイクル法の届出と同じ内容となります。

注1 □欄には、該当箇所に「レ」を付すこと。

産業廃棄物の種類を記載してください。①又は②の書類を添付した場合は、引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類、運搬を行った者の氏名又は名称、処分業者の氏名又は名称及び処分を行う事業場の所在地並びに引渡し(搬入)をした量の記載を省略することができます。

3 引渡し(搬入)をした量の単位は、t(トン)又はm<sup>3</sup>(立方メートル)のいずれかに○印を付すこと。

4 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

## 【記載に当たっての留意事項】

- ・引渡し(搬入)をした建設資材廃棄物の種類は、特定建設資材廃棄物に限られないことに注意してください。(廃プラスチック類や金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず等も含めて記載してください。)
- ・廃棄物の種類が同じものであつても、運搬業者や処分業者が異なる場合は、別の欄に記載してください。
- ・引渡し(搬入)をした量については、計量後の重量が分かる場合はその量、分からない場合は運搬車の荷台の容積などから推定した体積を記載してください。
- ・書ききれない場合は裏面に記載してください。それでも記載欄が不足する場合は、裏面を複写して記載してください。

## 15. 不法投棄や野焼きは絶対にダメ！

廃棄物の不法投棄や不法焼却（野焼き）は、**重大な犯罪**です！

工事残土などと称して、廃棄物混じりの土砂をそのまま使用する行為は不法投棄に該当します。また、「暖をとるため」などと称して、廃棄物を素掘りの穴やドラム缶などに入れて焼却する行為は野焼きに該当します。

快適な生活環境を守るため、**廃棄物の不法投棄や野焼きは絶対にしてはいけません！**

**不法投棄・不法焼却の罰則：5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金又はその両方（法人の場合3億円以下の罰金）**

## お問い合わせ先

### ◎建設リサイクル法に基づく届出、分別解体・再資源化などに関すること

工事現場の所在地	窓	口	電話番号
東津軽郡	〒030-0943 青森市大字幸畑字唐崎 76-4	東青地域県民局 地域整備部	建築指導課 017-728-0226 企画整備課 017-728-0269
黒石市、平川市、中津軽郡、南津軽郡	〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4 (県弘前合同庁舎 3F)	中南地域県民局 地域整備部	建築指導課 0172-32-3801 企画整備課 0172-32-9700
三戸郡	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田 7 (県八戸合同庁舎 2F)	三八地域県民局 地域整備部	建築指導課 0178-27-5157 企画整備課 0178-27-5152
五所川原市、つがる市、北津軽郡、西津軽郡	〒037-0046 五所川原市字栄町 10 (県五所川原合同庁舎 3F)	西北地域県民局 地域整備部	建築指導課 0173-35-2117 企画整備課 0173-35-2118
十和田市、三沢市、上北郡	〒034-0093 十和田市西十二番町 20-12 (県十和田合同庁舎 3F)	上北地域県民局 地域整備部	建築指導課 0176-23-4398 企画整備課 0176-23-4314
むつ市、下北郡	〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 (県むつ合同庁舎新館 4F)	下北地域県民局 地域整備部	建築指導課 0175-22-1231 企画整備課
青森市	〒038-8505 青森市柳川 2-1-1 (青森市役所柳川庁舎 3F)	青森市 都市整備部 建築指導課	017-761-4518
弘前市	〒036-8551 弘前市大字上白銀町 1-1 (弘前市役所 4F)	弘前市 建設部 建築指導課	0172-40-7053
八戸市	〒031-8686 八戸市内丸 1-1-1 (八戸市庁別館 6F)	八戸市 都市整備部 建築指導課	0178-43-2111 (内 4855)

※ 各地域県民局地域整備部について、建築物に関する工事は建築指導課が、その他の工事（土木工事等）は企画整備課が担当しています。

### ◎産業廃棄物の処理、建設資材廃棄物の引渡完了報告書の提出に関すること

管轄区域	窓	口	電話番号
東津軽郡、上北郡（野辺地町、横浜町、六ヶ所村）	〒030-8566 青森市東造道 1-1-1 (県環境保健センター内)	東青地域県民局 地域連携部 青森環境管理事務所	017-736-9292
弘前市、黒石市、五所川原市、つがる市、平川市、北津軽郡、西津軽郡、中津軽郡、南津軽郡	〒036-8345 弘前市大字蔵主町 4 (県弘前合同庁舎 1F)	中南地域県民局 地域連携部 弘前環境管理事務所	0172-31-1900
十和田市、三沢市、上北郡（七戸町、東北町、六戸町、おいらせ町）、三戸郡	〒039-1101 八戸市大字尻内町字鴨田 7 (県八戸合同庁舎 2F)	三八地域県民局 地域連携部 八戸環境管理事務所	0178-27-5111
むつ市、下北郡	〒035-0073 むつ市中央 1-1-8 (県むつ合同庁舎新館 1F)	下北地域県民局 地域連携部 むつ環境管理事務所	0175-33-1900
青森市	〒038-8505 青森市柳川 2-1-1 (青森市役所柳川庁舎 3F)	青森市 環境部 廃棄物対策課	017-761-4405
八戸市	〒031-0801 八戸市江陽 3-1-111 (八戸市下水道事務所 3F)	八戸市 環境部 環境保全課	0178-51-6195

※ 弘前市内で行われた工事に係る建設資材廃棄物の引渡完了報告書の提出先は弘前環境管理事務所ですのでご注意ください。

### ◆このチラシの内容についてのお問い合わせ先◆

分別解体や再資源化などの建設リサイクルに関すること ⇒ 青森県 県土整備部 整備企画課 TEL 017-734-9643  
青森県 県土整備部 建築住宅課 TEL 017-734-9693  
廃棄物の処理や建設資材廃棄物の引渡完了報告制度に関すること ⇒ 青森県 環境生活部 環境保全課 TEL 017-734-9248

青森県庁ウェブサイトにも関連情報を掲載しています。

環境保全 建設系廃棄物

検索